

福岡県公報

平成二十四年二月二十四日
第三千三百六十七号
増刊 ①

目次

規則 (第五号、第六号)

○福岡県公報発行規則の一部を改正する規則 (行政経営企画課) ……………一

○福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市町村支援課) ……………一

告示 (第二百九十一号)

○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課) ……………一

規則

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則

福岡県公報発行規則(昭和四十一年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「月曜日、水曜日」を「火曜日」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十五年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項から第四項までを削る。

別表知事が必要と認める事業(条例第三条第三号)の項事業名の欄を次のように改める。

知事が別に指定する事業

様式第十五号その一から様式第十五号その三まで中「養護施設」を「企画・修養施設」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第二百九十一号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定(昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十四年二月二十四日

福岡県知事 小川 洋

第一号の三を次のように改める。

1の3 所得税における生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更に係る個人県民税相当額等の市町村に対する交付金